



「人材確保」の上で、高齢者の確保が1つのポイント！！

## 65歳超雇用促進助成金は3本立て

### 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年未満の有期契約従業員を無期転換した場合

1人当たり **48万円** <60万円>

大企業 **38万円** <48万円>

支給上限：1支給年度1適用事業所当たり10人まで



### 高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者の雇用環境整備の措置を実施した場合

- 1) 機械設備の導入等（設備の購入や賃借料、改修費用、新たな設備に関する高齢者向け講習費用、専門家との相談費用等）
- 2) 専門家への委託費・相談経費

※ 助成額 60歳以上の被保険者 × 28.5万円と

上記費用 × 60%（大企業は45%）を比較して少ない額

※60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上在職

高齢者の雇用確保には、  
**特定求職者雇用開発助成金**  
も活用できます

高齢者（60～65歳未満）をハローワーク等を通じて継続して雇用する従業員として採用した場合

1人当たり60万円（大企業は50万円）週20～30時間の短時間従業員の場合は40万円（大企業は30万円）

### 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主 ※60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上在職し、高齢者雇用管理措置の実施、高齢者雇用推進員の選任が必要。



【65歳以上への定年引上げ】【定年の定め廃止】（1事業所当たり・1回限り） ※引き上げ幅

60歳以上の被保険者数	65歳までの引き上げ		66歳以上に引き上げ		定年の定め廃止
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

60歳以上の被保険者数	66歳～69歳		70歳以上	
	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円

※10人以上の受給金額は紙面の都合により割愛。

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名	メールアドレス	@
所在地		
申込責任者名	電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウイズ **FAX:076-277-4415**

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>